



監. 総. 文. 情第1062号
平成28年3月15日

一部開示決定通知書

野 村 一 也 様

警 視 総 監



平成28年2月19日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

1 公文書の件名	別紙のとおり	
2 公文書の開示をする日時及び場所	日 時	平成28年3月16日 午後2時00分
	場 所	警視庁情報公開センター
3 開示の方法	写しの交付	
4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	別紙のとおり	
5 東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示することができる時期		
6 連絡先	警視庁情報公開センター 電話 03-3581-4321 内線 21552	
7 備考	整理番号 62-2	

- 注1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。
なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で連絡してください。
- 2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会（警視庁情報公開センター経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別紙

1 公文書の件名

- (1) 月間活動報告書 (第2区4月分、平成26年4月30日付け)
- (2) 月間活動報告書 (第2区5月分、平成26年5月31日付け)
- (3) 月間活動報告書 (第2区6月分、平成26年6月30日付け)
- (4) 月間活動報告書 (第2区7月分、平成26年7月31日付け)
- (5) 月間活動報告書 (第2区8月分、平成26年8月31日付け)

4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

非開示部分	根拠規定	非開示理由
第2区責任者の「氏名」	東京都情報公開条例 第7条第2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。
第2区責任者の「印影」	東京都情報公開条例 第7条第2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。
	東京都情報公開条例 第7条第4号	公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
法人の「印影」	東京都情報公開条例 第7条第4号	公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。